

3小保医第1507号
令和3年10月14日

小牧市国民健康保険運営協議会
会長 石黒恵三様

小牧市長 山下 史守朗

出産育児一時金の改正について（諮問）

このことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条及び小牧市国民健康保険運営協議会規則（昭和36年規則第2号）第2条の規定に基づき、下記事項について貴協議会の意見を求めます。

記

諮問事項

1 出産育児一時金の見直しについて

公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度における掛金の額が、現行1万6千円から1万2千円へ引下げられることに伴い、厚生労働省の社会保障審議会・医療保険部会において、少子化対策としての重要性を考慮し、掛金の引下げ分を本人の給付引上げに充てるべきとの方向性が示されたことから、出産育児一時金の支給額を現行40万4千円から40万8千円へ引上げる見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和3年8月4日に公布された。

これを受け、本市国民健康保険においても支給額を見直し、産科医療補償制度の掛金分を現行1万6千円を1万2千円に、本来分を現行40万4千円を40万8千円にそれぞれ改める。